



島根県報

平成27年 2月17日 (火)

第 2,674 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	(")	2
自立支援医療機関の指定		
保安林の指定の解除 (2件)	(森林整備課)	2
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (4件)	(砂防課)	3

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
---------------	---------	---

【特定調達公告】

島根県立中央病院における内視鏡システムの購入に係る一般競争入札の落札者等	(病院局)	6
--------------------------------------	-------	---

【正 誤】

平成26年12月19日付け島根県報第2,659号中	(森林整備課)	6
平成27年 2月 3日付け島根県報第2,670号中	(")	7

告 示**島根県告示第101号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成27年 2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人 えにし	通所介護	古民家えにし	出雲市久多見町170番地	平成27年 2月11日

島根県告示第102号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成27年 2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
花田 健	腎臓内科	松江赤十字病院	松江市母衣町200番地	平成27年 1月30日
高瀬 裕史	内科	たかせ内科	益田市中島町イ481-1	平成27年 1月30日
松浦 幸男	整形外科	出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613番地	平成27年 1月30日
結城 美佳	内科	出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613番地	平成27年 1月30日
宇野 吾一	内科	出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613番地	平成27年 1月30日
小林 祥也	内科	出雲市立総合医療センター	出雲市灘分町613番地	平成27年 1月30日

島根県告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成27年 2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
日星薬局 斐川店	出雲市斐川町上直江1421-13	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成27年 2月13日

島根県告示第104号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大田市波根町字西ノ迫2902-18、2902-21、2902-28、字越谷2910-22、2910-23、2910-30、字沼谷2923-27
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第105号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大田市波根町字西ノ迫2902-29、2902-31、字沼谷2923-8、2924-19、久手町波根西字暮石2437-6、字本谷北平2640-6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第106号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年 2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成25年度～26年度	19枚	1冊	枕木⑤	平成27年 2月 6日

島根県告示第107号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称
久代2
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次に結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市久代町811番1	1号
〃 810番	2号
〃 1497番2	3号及び4号
〃 672番	5号
〃 177番4	6号から9号まで
〃 1497番4	10号
〃 812番	11号、13号及び14号
〃 669番	12号

島根県告示第108号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

久代3

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次に結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市久代町596番	1号
〃 1165番	2号及び3号
〃 630番	4号
〃 1170番3	5号
〃 591番2	6号
〃 1167番	7号から9号まで
〃 1167番1	10号
〃 1166番	11号及び14号
〃 631番	12号
〃 632番	13号及び15号
〃 592番1	16号

島根県告示第109号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

久代公民館

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次に結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
浜田市久代町1142番 4	1号
〃 1142番 2	2号及び3号
〃 620番 2	4号
〃 620番 1	5号
〃 1145番 2	6号
〃 1145番 6	7号及び8号
〃 63番	9号から12号まで

島根県告示第110号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

上津田 3

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から24号までを順次に結んだ線及び標柱1号と24号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市津田町561番	1号及び21号から24号まで
〃 1985番	2号
〃 1661番 1	3号及び4号
〃 1659番 1	5号
〃 1658番 1	6号
〃 1657番 1	7号から9号まで
〃 576番 2	10号
〃 575番	11号及び12号
〃 570番内 1	13号
〃 570番	14号
〃 568番	15号から17号まで
〃 563番 2	18号
〃 565番	19号
〃 562番 3	20号

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年 2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
安来市佐久保町字中ノ谷686番1、686番5
面積 361.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市佐久保町687番地
實重 祐也

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年 2月17日

島根県立中央病院 病院長 中 山 健 吾

- 1 件名及び数量
内視鏡システム 6セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年 1月29日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
成和産業株式会社出雲営業所 所長 上野 良治 出雲市浜町218番地1
- 5 落札金額
262,440,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成26年12月19日

正 誤

平成26年12月19日付け島根県報第2,659号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第697号中	次のように保安林の指定施業要件を	次の保安林の指定施業要件を変更す

	変更する予定の通知を受けたから、	る予定であるから、
	次に掲げる告示で定めるところによる。	次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成27年2月3日付け島根県報第2,670号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第83号中	次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、 次に掲げる告示で定めるところによる。	次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
	島根県告示第84号中	次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、 次に掲げる告示で定めるところによる。	次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。